

償却期間申告期限 申告書の提出期限は

令和3(2021)年
2/1月

償却資産申告書を役場税務住民課
へ提出してください※消印有効

個人や会社で工場や商店、
農林業等を営んでいる人は、
資産の多少にかかわらず、毎
年償却資産の申告が必要です。
申告された償却資産は、法人
税・所得税の申告の際に減価
償却費として計上できます。

償却資産とは？

その事業のために使用し
ている土地・家屋以外の事
業用資産(構築物、機械、
備品等)をいい、固定資産
税が課税されます。ただし、
家屋評価で課税された家屋
自動車税・軽自動車税の課
税対象となった事業資産は
対象外です。

申告の方法

今回対象となるのは、令和
2年1月1日現在に所有して
いる事業資産です。下の表を
参考に償却資産申告書を作成
し、役場税務住民課へ提出し
てください。

昨年申告した人の場合

令和2年12月に「償却資産
申告書」及び「種類別明細書」
に資産の増減を追記し、提出
してください。

償却資産を所有してい ても申告書が届かない人、 今回初めて申告する人

下記問合せ先より、役場税
務住民課へ問合せください。

※申告書は2部となっていま
すので、1部(提出用)を提
出してください。

なお(控用)に受付印が必
要な場合、2部とも提出して
ください。(郵送で提出する
場合は、返信用切手を貼った
封筒を同封してください。)

区分	主な償却資産の例
構築物	看板・ネオンサイン、外構工事(門、フェンス、堀、緑化施設等)、駐車場の舗装、庭園、屋外の給排水設備、内装・造作(家屋と設備等の所有者が異なる場合)、プレハブ等
建物附属設備	受変電施設、発電機設備、太陽光発電(据置タイプ)、カーテン、ブラインド等
機械・装置	冷凍・冷蔵機器、加工製造機械、洗車機、農機具(コンバイン・トラクター、田植機等)、フォークリフト等建設機械、石油・廃油タンク等
車両・運搬具	大型特殊自動車、構内運搬機、貨車・客車等
工具・機器・備品	ルームエアコン(壁掛け型)、パソコン等OA機器、医療機器、レジスター、応接セット、キャビネット、陳列棚、ショーケース、事務机・椅子、冷蔵庫、室内装飾品、小型発電機、金型、旅館用設備、自動販売機等

新型コロナウイルスによる固定資産税減免について

対象

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が前年同期と比べて
30%以上減少した中小企業・個人事業者の人

令和3年度の固定資産税(事業用家屋・償却資産)を
経営状況により、**1/2**又は**全額免除**します。

詳しくは、役場税務住民課か智頭町商工会(☎75-0039)まで問合せください。

問合せ先 役場税務住民課 ☎75-4117